

定住補助金一覧

区分		①新築・購入支援	②家財処分補助 空き家利活用	③購入支援 空き家利活用	④改修支援 空き家利活用
		住宅建設費用または住宅購入費用の補助（物件価格200万円以上）	空き家バンク登録時、成約後の物件の家財などの撤去/処分費用の補助	空き家バンク登録物件の購入費用の補助（物件価格200万円以上）	空き家バンク登録物件の改修費用の補助
移住者 県外からの転入者	新築	20万円 子育て世帯：子ども1人につき10万円加算	×	×	×
	購入	20万円 子育て世帯：子ども1人につき10万円加算	×	×	×
	賃貸	×	×	×	×
	空き家バンク制度 利用（購入/賃貸）	20万円 子育て世帯：子ども1人につき10万円加算	10万円 補助率1/2	100万円 改修と併用不可	100万円以内 補助率2/3
転入者 県内からの転入者	新築	15万円 子育て世帯：子ども1人につき10万円加算	×	×	×
	購入	15万円 子育て世帯：子ども1人につき10万円加算	×	×	×
	賃貸	×	×	×	×
	空き家バンク制度 利用（購入/賃貸）	×	10万円 補助率1/2	30万円 改修と併用不可	30万円以内 補助率2/3
市内居住者	新築	10万円 子育て世帯：子ども1人につき10万円加算	×	×	×
	購入	10万円 子育て世帯：子ども1人につき10万円加算	×	×	×
	賃貸	×	×	×	×
	空き家バンク制度 利用（購入/賃貸）	×	10万円 補助率1/2	15万円 改修と併用不可	30万円以内 補助率2/3

- ・移住者が空き家バンク物件の購入と同時に改修する場合の補助額は購入と改修に家財処分を足した110万円を上限とする。
- ・移住者は①新築・購入支援と②③④空き家利活用補助金を併用できるものとする。（③と④は併用不可）
- ・**空き家バンク物件を購入する場合は、③購入支援と④改修支援の併用はできない。**
- ・移住者・転入者は転入日から起算して過去5年以上杵築市（移住者の場合は大分県内）に住所を有していなかった者をいう。
- ・子育て世帯とは、申請時において同一世帯に18歳未満の子どもがいるご家庭のこと。
- ・**②家財処分補助④改修支援は、杵築市内事業者に作業・工事を依頼した場合のみ補助対象とする。（事前着工不可）**

